

年間医療費通知のWEB閲覧化（紙配布の中止）につきまして  
（※医療費WEB通知サービスに未登録の方向け）

従来、毎年2月に職制を通じて配布していた「年間医療費のお知らせ」の紙配布を中止致します。なお、2018年より当健保組合では、毎月「医療費のお知らせ」をWEBサービスにてご確認いただけるようにしていますので、今後はこちらをご確認、ご利用願います。

医療費WEBの利用方法（初めてご利用の方）



**STEP1** 次のURLにアクセス。 <https://kosmoweb.jp>（あるいはココをクリック）

**STEP2** トップページからあなたの仮ユーザーID、仮パスワードを入力してください。  
（今まで本サービスを利用されたことのない方には、2021年11月に封書にて仮ユーザーID、仮パスワードを個別にお届けしています）

**STEP3** 保険者番号・生年月日（西暦：1970年1月1日→19700101）を入力。  
保険者番号は、保険証の下部に表示されている8桁の番号です。保険証をお手元にご用意ください。

**STEP4** 被保険者様・被扶養者様、任意のユーザーID、パスワード・各設定項目を入力  
仮ユーザーID、仮パスワード入力後、みなさま任意のID、パスワードを入力してください。また、メールアドレス等も登録できますので各項目を入力してください。（他人に判別されやすい生年月日・電話番号等はお控えください）

**STEP5** 登録完了です。さっそくサービスをご利用ください。

（次頁につづく）

## ※医療費控除（確定申告）について

- WEB画面での「医療費のお知らせ」を印刷し、確定申告時に医療費の明細書として使用できます。
- 「医療費のお知らせ」に記載が無い医療費については、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。（医療機関から発行された領収書は5年間保管を義務付けられています。）
- 閲覧画面にある「あなたが支払った額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「あなたが支払った額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（※健保組合独自の付加給付や公費負担医療、地方公共団体が実施する医療助成、（家族）療養費、（家族）出産育児一時金がある場合など）があります。  
こうした場合には、例えば、「あなたが支払った額」欄に記載の額から付加給付の額等（前述の※）を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問合せください。

なお、確定申告で医療費控除を受けられる予定の方で、ご自宅等にPC環境がなく、「医療費のお知らせ」を印刷できない方は、当健保組合までご連絡いただければ、「医療費のお知らせ（医療費通知明細）」を作成し、自宅郵送（簡易書留）にてお届け致します。（1週間～2週間程度かかる場合がございます。）

※万一、確定申告時に、税務署で前述の「医療費のお知らせ（WEB印刷）」を受け取れないケースがあれば、当健保組合までお知らせください。

ご不明な点は当健保組合へお問合せください。

ダイヤルイン 06-6631-1383

以 上